

令和2年度第4回七戸町教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和2年7月22日(水) 午前9時30分
- 2 場 所 七戸庁舎 3階 大会議室
- 3 出席委員 教育長 附田道大、委員 山田典郎、同 山本貴子、同 附田由喜枝、同 菊池龍達
- 4 欠席委員 なし
- 5 職員氏名 学務課長 鳥谷部慎一郎、生涯学習課長 田中健一、中央公民館長 高田博範、南公民館長 高田美由紀、世界遺産対策室長 甲田美喜雄、学務課長補佐 中村大樹
- 6 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 傍聴人の制限について
 - 日程第4 報告第7号 令和2年度7月教育長等一般経過報告について
 - 日程第5 議案第17号 史跡二ツ森貝塚専門家委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて
 - 日程第6 議案第18号 七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例について
 - 日程第7 議案第19号 七戸町体育施設管理規則の一部を改正する規則について
 - 日程第8 議案第20号 七戸町学生生活支援臨時給付金交付要綱の一部を改正する訓令について
 - 日程第9 その他追加日程
 - 日程第1 議案第21号 令和3年度使用上十三地区中学校教科用図書選定図書の決定について(非公開)
- 7 傍聴人 なし

教育長	<p>ただいまから令和2年度第4回七戸町教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>只今の出席者は5名で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。2番山田委員と4番附田委員を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定をいたします。会期は7月22日、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、会期は本日1日と決定します。</p> <p>日程第3、傍聴人の人数の制限についてお諮りします。</p> <p>傍聴人の人数を七戸町教育委員会会議傍聴規則第3条の規定に基づき、6人に制限したいと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
教育長	<p>異議なしと認めます。よってそのように決定し、議事を進めます。</p> <p>日程第4、報告第7号「令和2年度7月教育長等一般経過報告について」を学務課長から説明願います。</p>
学務課長	<p>(報告第7号について、資料に基づき説明)</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
教育長	<p>次に、日程第5、議案第17号「史跡二ツ森貝塚専門家委員会委員の</p>

世界遺産対策室長	<p>委嘱につき同意を求めることについて」を世界遺産対策室長から説明願います。</p> <p>(議案第17号について、資料に基づき説明)</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
教育長	<p>これより、議案第17号「史跡二ツ森貝塚専門家委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて」を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
教育長	<p>次に、日程第6、議案第18号「七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例について」を生涯学習課長から説明願います。</p>
生涯学習課長	<p>(議案第18号について、資料に基づき説明)</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
教育長	<p>これより、議案第18号「七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例について」を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

教育長	次に、日程第7、議案第19号「七戸町体育施設管理規則の一部を改正する規則について」を生涯学習課長から説明願います。
生涯学習課長	(議案第19号について、資料に基づき説明)
教育長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
山田委員	七戸第2体育館はどこにありますか。
生涯学習課長	旧西野小中学校体育館のことです。第2多目的グラウンドも旧西野小中学校グラウンドのことです。
教育長	これより、議案第19号「七戸町体育施設管理規則の一部を改正する規則について」を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
教育長	次に、日程第8、議案第20号「七戸町学生生活支援臨時給付金交付要綱の一部を改正する訓令について」を学務課長から説明願います。
学務課長	(議案第20号について、資料に基づき説明)
教育長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
	(なしの声)
教育長	これより、議案第20号「七戸町学生生活支援臨時給付金交付要綱の一部を改正する訓令について」を採決します。

	<p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
教育長	<p>次に、日程第9、その他連絡事項の「史跡二ツ森貝塚ガイダンス施設設置条例の概要について」を世界遺産対策室長から説明を求めます。</p>
世界遺産対策室長	<p>(史跡二ツ森貝塚ガイダンス施設設置条例の概要について、資料に基づき説明)</p>
教育長	<p>説明が終わりましたが、質疑はございませんか。</p>
山田委員	<p>「二ツ森貝塚館」という名称に、「七戸町」とあった方が認知されやすいと思うが、どのような理由でこの名称としたのでしょうか。</p>
世界遺産対策室長	<p>「二ツ森」と「七戸町あるいは七戸」の2つの地名が考えられますが、「七戸町」を優先的に標記することは考えておりませんでした。なぜならば、「二ツ森貝塚」が国指定の史跡であることと、その「二ツ森貝塚」を世界遺産登録しようとしている中で、北海道・北東北の各縄文遺跡群の名称が「町名」ではなく「地名」で標記されていることから、「二ツ森」を前面に出すことが必要であると考えたことから「二ツ森貝塚館」としました。</p>
附田委員	<p>「二ツ森貝塚館」の観覧料と使用料が無料となっておりますが、無料であることによって安っぽいイメージにつながり、観覧者が少なくなるような気がしますし、働く方のモチベーションが下がりサービスの低下が心配されますが、どのように考えますか。</p>
世界遺産対策室長	<p>二ツ森貝塚館の建物自体が古く、展示スペースや展示物も他の館と比べてもスケールが小さいため、拝観料や使用料を徴収することによって、逆に二ツ森貝塚の印象を損ね、結果として観覧者が減少してしまうと考えたことから無料としました。</p>

附田委員	最初のスタンスが無料というのは、淋しさを感じる。
山本委員	確かにほかの資料館などに行きましたが、どれも立派な建物です。
菊池委員	北海道の埋蔵文化センターに行ったことがありますが、建物も立派で観覧料がかかりました。このことを考えると、二ツ森貝塚館での料金はいただけない気がします。それと使用料に関連して、使用というのは、貸し切りということですか。
世界遺産対策室長	イベントなどで施設の中の部屋を使用することです。
山田委員	小中学生が学習で来た場合は、休憩場所として使用できますか。
世界遺産対策室長	少人数であれば、部屋を使用することができますが、多人数となると部屋が小さく使用できないので、その時は、隣接する体育館を使ってもらうなどの対応はしていきます。
教育長	それでは、世界遺産対策室から説明した概要に異議はございませんか。
	(異議なしの声)
教育長	次に、その他連絡事項について、学務課長から説明を求めます。
学務課長	(その他連絡事項について、資料に基づき説明)
教育長	説明が終わりましたので、8月、9月の定例委員会の日程について確認いたします。
	8月定例会は、8月27日(木)9時30分から、9月定例会予定は、9月28日(月)9時30分からとします。
教育長	次に、追加日程第1、議案第21号「令和3年度使用上十三地区中学

教育長	<p>校教科用図書選定図書の決定について」の案件に移りますが、学務課長・補佐以外の課長、室長、館長は退席願います。</p> <p>(議案第21号について、資料に基づき説明)</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
教育長	<p>これより、議案第21号「令和3年度使用上十三地区中学校教科用図書選定図書の決定について」を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>従いまして、本案は原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で、本日予定された日程は全て終了しました。</p> <p>よって、本日の会議を閉会します。お疲れ様でした。</p> <p>午前10時15分終了</p>

以上の議事録は、学務課長補佐が記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するためにここに署名する。

2番 山田委員

4番 附田委員
